

令和3年度一般会計決算における  
消費税引き上げに係る地方消費税交付金(社会保障財源分)の用途について

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税が5%から8%、令和元年10月1日から10%へ引き上げられたことに伴う、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員人件費は除く)に充てるものとされています。

令和3年度決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源分) 265,100千円  
 【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源分)が充てられる社会保障施策に要する経費 2,577,552千円

		(単位：千円)				
事業区分		経費 (人件費を除く)	財源		内訳	
			特定財源		一般財源	
			国庫支出金	その他		うち引上げ分 消費税収
社会 福祉	高齢者福祉費	20,546	582	701	19,263	5,204
	障害福祉費	571,865	394,017	160	177,688	48,001
	児童育成費	867,093	658,102	49,128	159,863	43,186
	その他	189,098	164,532	2,946	21,620	5,840
社会 保険	国民健康保険費	144,988	86,465	38	58,485	15,799
	介護保険費	245,719	11,199	0	234,520	63,354
	後期高齢者医療費	283,467	35,749	3,925	243,793	65,859
	その他	609	609	0	0	0
保健 衛生	予防費	240,097	187,869	0	52,228	14,109
	保健対策費	9,105	195	0	8,910	2,407
	その他	4,965	0	0	4,965	1,341
合 計		2,577,552	1,539,319	56,898	981,335	265,100

※地方消費税交付金(社会保障財源分)は、各事業に要した一般財源の比率に按分して充当しています。

問合せ：財政課財政班 (0476-33-7702)